

昭和52年4月1日

施行

第1条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に研究指導（通年4単位、計12単位）を受けるほか、総合研究（半年3単位）6単位を修得しなければならない。

第2条 学生は、入学後所定の期間内に指定された教員の中から指導教員を選び、その承認を得たうえ、これを届出なければならない。

2 学生の履修については、指導教員が指導するものとする。

第2条の2 学生は、指導教員の指導に基づいて副指導教員を選ばなければならない。

2 副指導教員は、指導教員と連携して、適宜学生の研究指導に当たるとともに、当該学生の提出する学位論文、研究報告（論文）の審査に際し、副査となる。

第3条 博士前期課程の学生は指導教員が担当する演習8単位を必修とする。

第4条 指導教員が博士前期課程及び後期課程の学生に対し必要と認めるときは、所定の単位のほかに、本研究科、他研究科または法学部もしくは他の学部開設されている授業科目について、その履修を命ずることがある。

第5条 在学中特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て、指導教員を変更することができる。

第6条 学生は、学年の始めに、その年度において履修する授業科目を、所定の方法によって登録しなければならない。

2 履修登録した科目の変更は、これを認めない。

3 成績の判定は、履修登録された科目についてのみ、これを行なう。

第7条 学生が、他大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位は研究科委員会が相当と認めるときは、15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

2 学生が、入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は研究科委員会が相当と認めるときは、15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第8条 学生は、指導教員の指導の下に、所定の期日までに、所定の方式に従って、学位論文を提出しなければならない。

2 修士学位論文を提出するには、博士前期課程に1年以上在学し、かつ所定の授業科目について20単位以上修得していることを要する。

2の2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第14条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者または同条第10項により本大学院が定める期間を在学したものとみなされた者は、修士学位論文を提出することができる。

3 博士学位論文を提出するには、博士後期課程に2年以上在学し、かつ研究指導8単位および総合研究6単位を修得していることを要する。

4 前項の規定にかかわらず優れた研究業績をあげた者は、博士後期課程に1年以上在学の後に博士学位論文を提出することができる。

第9条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情が生じたときは、第2条から前条までの規定にかかわらず、研究科委員会の決議により適宜の措置をとることができる。

第10条 本規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 第9条の規程は、昭和55年4月1日から施行する。

3 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、昭和57年10月6日改正の第2条および第3条は、昭和58年度以降の入学者から適用し、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の例

による。

4 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規程第22号）

6 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第30号）

7 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（2020年規程第19号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。